

鳥取県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ
ぱあとなあ鳥取運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第4条第1項第5号に基づき、成年後見制度にかかわる成年後見人等の支援活動並びに権利擁護に関する相談、広報啓発活動などを行い、もって社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護する活動に資することを目的とする。

(センターの設置と名称)

第2条 本会は、本事業を実施するため「権利擁護センターぱあとなあ鳥取」（以下「ぱあとなあ鳥取」という。）を設置する。

(組織・運営)

第3条 ぱあとなあ鳥取の総括は、本会会長（以下「会長」という）が行う。
2 本事業を運営するためぱあとなあ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(構成)

第4条 ぱあとなあ鳥取の会員（以下「会員」という）は、本会の会員であって次に掲げる者により構成される。

- (1) ぱあとなあ鳥取名簿登録規程により名簿登録された者
- (2) その他本事業に賛同し、運営委員会が適当と認めた者

(事務所)

第5条 ぱあとなあ鳥取の事務所は、本会事務局内に置く。

(事業内容)

第6条 ぱあとなあ鳥取は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 登録者の名簿管理
- (2) 家庭裁判所等に対する後見人候補者及び後見監督人候補者の推薦
- (3) 会員の成年後見活動に対する支援
- (4) 会員の資質向上のための研修の実施
- (5) 権利擁護に関する相談活動
- (6) 権利擁護に関する広報啓発活動
- (7) 日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあとの連絡調整
- (8) その他本事業の目的を達成することに必要と認められる活動

(運営委員会)

第7条 本事業の運営は運営委員会にて行う。

- 2 運営委員は会員の中から本会理事会（以下「理事会」という）の推薦を経て会長が委

嘱する。

3 運営委員の員数は若干名とする。

4 運営委員会に次の役員をおくこととし、役員を選任は委員の互選とする。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 事務責任者 1名

5 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営費)

第8条 ばあとなあ鳥取の運営費は以下にあげるものをもって充てる。

(1) 名簿登録料

(2) 後見活動報酬拠出金

(3) 寄付金

(4) その他

2 会員は、運営委員会の定めるところにより、名簿登録料及び後見活動報酬拠出金を納入しなければならない。

3 名簿登録料の取り扱いは「ばあとなあ鳥取名簿登録規程」による。

4 後見活動報酬拠出金の取り扱いは別紙のとおりとする。

(後見報酬不足額の補填)

第9条 会員は、運営委員会の定めるところにより、後見報酬不足額の補填を受けることができる。

2 後見報酬不足額補填の取り扱いは別紙のとおりとする。

(業務報酬)

第10条 本会は運営委員会の定めるところにより事務責任者に対し業務報酬を支払う。

2 業務報酬の取り扱いは別紙のとおりとする。

(費用弁償)

第11条 ばあとなあ鳥取の会員が会務に従事した場合の費用弁償については「鳥取県社会福祉士会費用弁償に関する規程」に準じたものとする。

(業務監査)

第12条 本会は、第6条に定める事業を適正に遂行するため、業務監査委員を選任する。

2 業務監査委員には本会監事を充てる。

3 業務監査委員は、定期監査の他、会長の求めに応じまたは委員独自の判断で随時の監査を実施する。

(苦情対応)

第13条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

2 苦情申立ての手続き及び対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

(賠償保険)

第14条 本会は、本事業実施のため、社会福祉士賠償責任保険（Bプラン・法人プラン）に加入するものとする。

(雑則)

第15条 本規程の改廃は理事会の決議を経て決定される。

第16条 本規程に定めのない事項については、運営委員会に委ねることとする。

(附則)

本規程は平成25年 4月 1日より実施する。

本規程は平成25年12月14日より実施する。

平成29年2月25日改正

別 紙

1 後見活動報酬拠出金

後見報酬付与に係る件数及び額の多少に関わらず、一律、後見報酬付与額の8%とする。但し年間の上限額を50,000円とする。

2 後見報酬不足額補填

補填額は後見報酬付与額の平均月額が8,000円未満の場合に限り、8,000円から平均月額を引いた額とする。

補填期間は報酬付与審判期間のうち最長12ヵ月分とする。

補填完了後、後見活動報酬拠出金を納付する。

3 業務報酬

業務報酬は年間180,000円とする。

4 運営委員会組織

	氏 名	備 考
委員長	井上零子	中部相談窓口
副委員長	垣屋稲二良	
委員	河津 薫	
委員	前田 啓喜	東部相談窓口
委員	松嶋 まゆみ	
委員	末吉徳二郎	
委員	本池 峰	事務責任者 西部相談窓口

5 相談窓口

東部 前田 啓喜 080-3056-1638

中部 井上零子社会福祉士事務所 0858-23-1505

西部 本池 峰 090-8609-1111